



(第1面)

許可番号 08810 006104

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 大分県大分市大字下郡3260番地の10

氏 名 株式会社環境整備産業

代表取締役 尾形 嘉博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和7年 3月25日

許可の有効年月日 令和14年 3月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥及び無機汚泥）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
(全ての管理型産業廃棄物であるものを含む。)、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性
残さ、ゴムくず、金属くず（全ての管理型産業廃棄物であるものを含む。）、ガラスく
ず・コンクリートくず及び陶磁器くず（全ての管理型産業廃棄物であるものを含む。）、
鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん

（以上17種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ば
いじん等を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品產
業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのため
の保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

(1) 所在地：大分市大字下郡字ボラケ迫1095番地

面 積：8.8 m²容 量：1.8 m³

高 さ：0.9 m

種 類：廃油、廃酸、廃アルカリ

（以上3種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀
含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(以下第2面へ記載)



(第2面)

許可番号 08810 006104

(2) 所在地：大分市大字三佐字古新田1314番、1315番

面 積：14.4m²

容 量：26.4m³

高 さ：2.0m

種 類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上3種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 所在地：大分市大字三佐字古新田1319番地1

面 積：12.84m²

容 量：17.2m³

高 さ：1.5m

種 類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上3種類。ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年	3月 25日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成 8年	3月 18日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 8年	3月 25日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 13年	3月 25日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 14年	9月 5日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 18年	3月 22日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 18年	3月 22日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 18年	3月 27日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 20年	9月 25日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 23年	3月 25日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 24年	8月 20日	優良産廃処理業者認定
平成 25年	2月 21日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 28年	5月 18日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 28年1	2月 12日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 29年10月	5日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成 30年	3月 28日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 30年	3月 28日	優良産廃処理業者認定
令和 2年	5月 15日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 3年	4月 6日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 4年	7月 7日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 5年	2月 3日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 6年	5月 2日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 7年	3月 18日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 7年	3月 25日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
令和 7年	3月 25日	優良産廃処理業者認定
令和 7年	6月 9日	産業廃棄物収集運搬業変更届

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

なし

(以下余白)